

監 査 委 員 公 表

那覇港管理組合監査告示第1号

令和5年3月1日

那覇港管理組合監査委員 杉 山 忠  
同 監査委員 糸 数 昌



令和4年度定期監査の結果に対する措置について (公表)

令和4年度定期監査の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

## 令和4年度定期監査結果に伴う措置状況について

## 1 指摘事項（該当なし）

## 2 要望事項（3件）

No.	指摘事項	担当課
1	公有財産の売却に関連して	総務課
2	支出命令書等の記載誤りについて	管理課
3	明治橋駐車場隣(旧那覇ふ頭H号ふ頭用地の一部)への不法占有について	管理課

(令和4年度定期監査結果に伴う措置状況について)

## (1) 公有財産の売却に関連して (総務課)

### 【要望事項】

令和元年度にA株式会社に売却した土地と隣接する臨港道路那覇1号線との間にあるL字型の土地約80㎡が、売却されずに残されていたことについて昨年度の監査で指摘した。

売却した土地は、1筆の中に普通財産と行政財産が混在した土地で、それまではA株式会社に業務課(現在は管理課)が貸付を行っていた。

那覇港管理組合では、那覇港経営改善推進プランにおいて、自主財源の確保を目的に普通財産処分の検討を行っており、平成26年度に普通財産処分検討WGを設置し、保有する普通財産の処分の検討を進めていたところ、平成30年10月に公有財産管理運用委員会において、WGからの案を検証し、公有財産処分の方針を策定した。

その後、土地の売却に向けてA株式会社に買取りの意思確認を行い、平成31年1月にA株式会社から普通財産売払申請書を受理したことで、売却に向けて普通財産と行政財産が混在した当該土地の分筆を行い、令和元年9月に土地売却契約書の締結を行ったが、この時に、問題となったL字型の土地が行政財産として残ることとなった。

今回の監査では、その後の経過処置について伺ったところ、令和4年3月にA株式会社側に購入意思について確認し、購入を希望するとのことであった。

行政財産であるL字の当該土地を売却するには普通財産へ変更する必要があるが、令和4年8月25日には、その手続きも終えたとのことであった。今後は、売却に向けて公有財産運用委員会で普通財産の処分の検証や土地評価などを行うと思われるが、その処理に当たっては適切に手続きを進めていただきたい。

### 【措置状況】

ご指摘を受けた土地につきましては、公有財産管理運用委員会においてL字型の土地のうち、道路に接する部分についてA株式会社へ売却する方針を決定いたしました。A株式会社から令和4年12月14日に普通財産売払申請書を受理したところであり、現在は売却に向けて事務手続きを進めているところです。

(那覇港管理組合)

(令和4年度定期監査結果に伴う措置状況について)

## (2) 支出命令書等の記載誤りについて (管理課)

### 【要望事項】

例月現金出納検査時に、清掃等の業務委託の支出命令書の書類を確認したところ、令和3年度支出にもかかわらず、検査検収日を令和4年度の日付とした誤りがあった。起案等書類作成や検査等におけるチェックは、記載誤りがないか慎重に確認していただきたい。

### 【措置状況】

支出事務に基づいた適正な処理年度等の確認を慎重に行うとともに、チェック表を作成し、課長、班長及び担当者によるチェック体制の強化を図る。

(令和4年度定期監査結果に伴う措置状況について)

### (3) 明治橋駐車場隣(旧那覇ふ頭H号ふ頭用地の一部)への不法占有について (管理課)

#### 【要望事項】

昨年度の監査で指摘した不法占有について、今年度の監査でその後の経過処置について伺った。

裁判の中で、裁判官から二度にわたり和解の提案があり、相手方からは訴状で求めている建物等の取去と土地の明け渡し、請求額に対する支払い計画等を含む和解内容の提示もあり、顧問弁護士からも和解を受け入れることで早期の土地利用が図られるとの見解も示された。

これを踏まえ、協議の結果8月5日に和解(相手方は、令和4年8月末までに不法に占有している建物等の取去と土地の明け渡し及び不当利得金分150万円の支払い、使用料相当損害金103万200円は月7万円の分割払いとし令和4年9月から令和5年11月まで支払う。)を受け入れ裁判は終了したとのことであった。

和解のとおり、不法占有していた建物等については、8月31日までにすべて撤去され土地の明け渡しもあり、これまでの不当利得分150万円についてもすべて支払いを受けた。また、使用料相当損害金については、令和4年9月から令和5年11月まで月7万円の分割払いを受けることになっている。

今後は、分割払いの推移を見守りつつ、明け渡された土地の有効活用について、今後の展開を見守っていきたい。

#### 【措置状況】

使用料相当損害金については、令和4年10月までに103万200円のうち100万円の支払を確認している。また、当該土地については、令和5年1月より駐車場として供用開始している。